

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鴨川市

## 1. 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2. 促進計画の目標

### 1. 鴨川地域

#### (1) 現況

本地域は、二級河川加茂川の右岸左岸と太平洋に面した地域で、年間を通して温暖な地域である。

しかし、農産物の価格低迷が続くとともに、サル、シカ、イノシシ等有害鳥獣による被害が深刻化し、生産意欲の減退を招いていることから、その対策の拡充を図ることが課題である。

一方、数多くの観光スポットやレジャー施設が点在し、多くの観光客を迎える観光都市部でもあることから、景観等に配慮した農村環境保全活動も視野に入れる必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域においても、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 長狭地域

#### (1) 現況

本地域は、清澄山系、嶺岡山系の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地は比較的少ないが、山間丘陵地に挟まれるように、米どころとして有名な「長狭平野」が開けている。

一方、一年を通じて温暖な気候であり、山間農村部特有の自然の豊かさは勿論のこと、歴史に裏づけされた名勝や旧跡といった文化資源や、数多くの観光スポットやレジャー施設が点在し、年間多くの観光客を迎える地域でもある。

また、農産物の価格低迷が続くとともに、サル、シカ、イノシシ等有害鳥獣による被害が深刻化し、生産意欲の減退を招いていることから、その対策の拡充を図ることが課題である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域においても、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 江見地域

#### (1) 現況

本地域は、嶺岡山系の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地は比較的少ないが、「江見の花」など、知名度が高く、品質の優れた農産物が生産されている。

一方、一年を通じて温暖な気候であり、海や山の自然の豊かさは勿論のこと、歴史に裏づけされた名勝や旧跡といった文化資源や、数多くの観光スポットやレジャー施設が点在し、年間多くの観光客を迎える地域でもある。

また、農産物の価格低迷が続くとともに、サル、シカ、イノシシ等有害鳥獣による被害が深刻化し、生産意欲の減退を招いていることから、その対策の拡充を図ることが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域においても、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 天津地域

(1) 現況

本地域は、清澄山系の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地が極端に少ない。

一方、一年を通じて温暖な気候であり、海や山の自然の豊かさは勿論のこと、歴史に裏づけされた名勝や旧跡といった文化資源や、数多くの観光スポットやレジャー施設が点在し、年間多くの観光客を迎える地域でもある。

また、農産物の価格低迷が続くとともに、サル、シカ、イノシシ等有害鳥獣による被害が深刻化し、生産意欲の減退を招いていることから、その対策の拡充を図ることが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域においても、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 法第6条第2項第1号の区域内において、その実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	鴨川地域	法第3条第3項各号に掲げる事業
2	長狭地域	法第3条第3項各号に掲げる事業
3	江見地域	法第3条第3項各号に掲げる事業
4	天津地域	法第3条第3項各号に掲げる事業

4. 法第6条第2項第1号の区域内において、特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その内容

設定しない

## 5. その他促進計画の実施に関し、市が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用することとする。
- (3) 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農地等の基準については、別紙のとおりとする。

## 促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

### (1) 対象農用地の基準

#### <対象地域及び対象農用地の指定>

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうち、イの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において田と田以外が混在し、全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

鴨川市全域（特定農山村法・半島振興法）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑・草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には、交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 鴨川市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地8度以上15度未満。ただし、土地改良法に基づく、ほ場整備施行済み及び予定地については、対象外とする。

(エ) 千葉県知事が地域の実態に応じて指定する地域

### (2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、米政策改革基本要綱（平成15年7月4日15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）に基づき策定された、地域水田農業ビジョンにより担い手として位置づけられた者等とする。

### (3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。